

令和7年度第3回豊橋市児童相談所設置等検討会議（有識者会議） 会議録

日 時	令和8年2月19日（木）午後2時00分～午後3時30分
場 所	豊橋市こども若者支援センター 第1会議室
出席者	[委 員] 敬称略・五十音順 井上香奈子、大瀧和男、河邊伸泰、中村聡、野儀あけみ、前田清 [事務局] 芳賀信明（こども未来部長）、内藤政宏（こども若者支援センター長）、後藤寛貴（副センター長）、元吉レイ子（専門員）、山口雄太（主査） 他2名
欠席者	なし
傍聴者	1名

要旨

議題1. 1月19日福祉教育委員会資料 児童相談所設置等検討の状況について

○A委員（議長）

それでは、次第に基づき、議題1について、事務局から説明をお願いいたします。

●資料1について事務局から説明

○A委員（議長）

ただ今の内容に関して、質疑や意見があれば発言をお願いいたします。

○F委員

見逃しているかもしれないですけど、一時保護所の職員数は書いてあるけど、（児童の受け入れの）定員数はどこかに書いてありますか。こどもの定員数によって職員の配置が決まってくるので。

○事務局

定員数はまだ示していません。仮に定員を20名で示していますが、定員についてもまだこれから具体的に検討していきます。他の中核市と比較するような形で議会に示しました。

○F委員

そうすると大幅に変わることはないかもしれないけど、こどもの定員数が変わるとそれに応じて職員数が上下するというものでいいですか。

○事務局

はい。

○E委員

とても上手くまとめていただいております。この中でいいなと思ったのは、ココエールの体制強化を今までやってこられたことです。なぜかと言いますと、児童相談所をつくって一時保護をしたり施設入所をするだけではなく、予防的な観点から職員がスキルを身に付けていかないといけない。そこも体制強化の中に記載されていまして。そこを着実にやってきていることと、あと高校年代まで、こども若者まで支援をきちんとやってきていることが、今後とても生かされることだと思っています。児童相談所の一時保護にこどもが来ないこと。こどもと親が別れない方がいいと思っています。今後も続けて支援していかないといけないと思います。あと中核市の児相についてもまとめていただき、とてもいいと思っています。こどもたちを育てていこうと思うと、乳幼児期のこどもの育ちを充実させていくことがとても大切かと思っています。その一つに、大人とこどもの愛着、アタッチメントの関係づくりをする。次にこどもの遊びや体験を保証して、こどもが社会で成長していけるように環境をつくっていくことです。中核市で児相を設置することは、市ではこども政策もやっておりますので、環境社会として充実させることができることも、とてもいいところと思

います。あと小学校に入って思春期までの低学年のこどもたちへの一般的な支援も充実できます。教育委員会と話し合い支援の充実を図り、こどもたちにとって良い環境を提供できることが一番いいと思います。最近の傾向としまして、こどもたちが自分で「帰りたくない」と言って児相に来る子がいます。あと親が育てられないから「児相で預かってください」と言って、子を家に入れてくれない親もいます。増えてきているように思います。このようにならないよう、できるだけ親だけが頑張るのではなく社会で頑張れる体制、保育園できちんと見ていく、小学校でも見ていくというような体制が組めるのも中核市だからだと思いますので、今回の資料は上手くまとまっているのがいいと思いました。

○事務局

今おっしゃったような、一時保護で帰りたくないというケースが肌感覚かもしれないですけど増えている背景はどんな様子があるものでしょうか。こどもがどのような形で言っているとか。もし教えていただけたらなと。

○E委員

こどもの権利意識が理解されてきていると思います。こどもが訴えていい。自分が嫌なら嫌と言っていいというようなところが出てきている。子育てにつまずく親が、その親だけが悪いわけではないのですが、増えてきていると思います。身近な支援者がいないのもあると思います。身内や家族がいない。これは社会現象だから仕方ないかと思えます。

○F委員

同じような傾向があつてですね。極端な場合はこれは1例だけだけど、親がこどもを児相に連れてきて、そこに置いてけぼりにして帰ってしまったケースもあるので。昔と比べて、特に年長児だけど、親が引き取らないと言ってその後の援助方法に困るケースが確かに増えているなど。帰りたくないこどもが増えている一つは一時的なものだと思うけど、やっぱりマスコミの影響が大きくてですね。テレビとか漫画で一時保護所がパラダイスのようなイメージで来る子たちが意外と結構います。それで来て携帯も使えないし、外出もできないよと。数を数えたわけではないけど2割か3割の子はじゃあいいですって帰っていくようなことはありますが。もっと本質的には、やっぱり家庭機能そのものが崩壊している家が多く多いような気がして。家が安らぎの場になっていない。その結果として家出もするだろうし。今、24時間他の子と繋がれてしまうので。前だととてもそんな、電話だって夜中に電話すれば親が出てしまうに決まっているしみたいなことがあつてできなかったですけど。そういった社会インフラというのか、そういったことも一つあるかなと。やはり先も言ったこどもにとって家庭が安全基地ではなくなっているという家が増えているような気はします。

○E委員

そこを予防するための子育て政策をやっていないといけない。困難な子たちだけの支援ではなくて。一般の子たちの支援として、全体的に政策としてやっていないといけないと思えます。

○事務局

貴重なご意見ありがとうございます。先程E委員からお伺いした、ココエールで今やっている予防の重要性は、我々もすごく大切なことだと思っております。やはり今回議会に出ずに当たって、人によってはココエールがなくなってしまって、児童相談所、一時保護所に切り替わるという誤った認識をもっておられる方もおりました。そこはしっかり誤解を解かなければいけないと思ひまして、21頁の絵を付け加えたんですけど。やはり今のココエールはそのまま生かした上で、児童相談所の機能を付加するというイメージをしっかりとお伝えさせていただいて、ご理解をいただいたと思っています。もう1点、併設機能につきまして、先行都市の事例をしっかりと勉強させていただいて、自治体によっては保健とパッケージを組んでいるとか、教育と組んでいるとか、こどもの居場所と組んでいるとか。いろんな事例も最近出てきておるもんですから、豊橋市にとってどういう併設機能を備えるのが一番いいかというところが、次の大きな検討課題であるかなという認識も持っています。またその点についても皆様からご助言いただければと思っています。最後にこどもの権利につつま

て、すべての子どもを包括的に支えることがやはり大事じゃないかと。これができたからといって、すべての子どもをというふうにはならないというご意見もありまして。その辺は我々も十分に認識はしております、児相の関係とは切り離れたところで、子どもの権利条例の策定に向けて動き出していきたいなと思います。その背景としては、令和5年に子ども基本法、子ども大綱、子ども未来戦略と、子どもをめぐる環境が大きく変わった1年だなと思っておりまして。児相に並行して子どもの権利についても十分、行政にとっても、子どもにとっても、あと大人ですね。子どもは教育課程に子どもの権利が盛り込まれることによってだいぶ認識がされてる。アンケートをとったんですけど、子どもの権利について知っているという子がかなり増えてきているという認識をもっています。ただ大人の方にも十分、あと社会ですね。社会全体で子どもの権利を保護していかないといけないと思っていますので。子どもの権利についてのシンポジウムを開いても、関心のある方は来ていただけるんですけど、なかなか関心のない方は参加いただけない。そのところでどう伝えていくかがとても大きな課題と思っています。なので子どもの権利についても、児童相談所設置検討と並行して、子どもの政策というところでしっかり力を入れていきたいなと思っています。

○B委員

先程E委員から話がありましたけれども、強いところはココエールを持っていることと、それが児童相談所と一体化していくことなんですが、いろいろと考えてみると、市がもっと主導権をとっていかないと。例えば教育委員会にしてもそうなんだけど。今不登校がすごく増えているって話があるんですけど、教育委員会の不登校対策は遅いんですよ。先程E委員が言ったように、子どもというよりも、もう幼児の段階からつながり、愛着というところから攻めていかないと、不登校って解決していかないんですよ。そう考えると、市が音頭をとって市全体で子どもをどうしていこうかっていう方向性を示さない。そのときにココエールがあって、児童相談所もあってというのが大きな推進力になるんじゃないかなっていうふうに思います。もう少し言うと、子どもを守るところだよ、ここはと。今人口落ちてますね、ここは。でも何とか外から呼び込んで、ここは子どもを守ってくれる市なんだというように形の宣伝もできるんじゃないかなと。そうしていかないと、どんどん先細りになっていくので、何とかそういう形でここ豊橋はちょっと違うぞっていうのを、やっぱりつくりたいいけないんじゃないかなと。それには、一つの大きな起爆剤になるんじゃないかなと思っています。

○事務局

B委員がおっしゃる市というのは、市長部局がということですよ。

○B委員

市が音頭をとって、そしてうちはこうやるんだという中の一つの柱として児童相談所があってもいいのかなと。

○事務局

ありがとうございます。基礎自治体として児相を持つということなので、基礎自治体としていろいろな行政サービスとか窓口支援をやっていますのでそこと連携して、今B委員が言ってくださったようなことをやっていけるのかなというところがありますので。そういった視点も大事にしながら、今後の検討は進めないといけないなと強く思いましたので、ありがとうございます。

○B委員

お金の話について私は非常に暗いので。結局さっき出していただいたのでいうと、以前の検討のときと大きな変わりがないということなんですか。それとも以前の検討のときよりも、もう少し財政的には楽になるような話なのか。さっきの委員会での話にも、そんなことが少し出てきていましたが、教えていただけたらと思います。

○事務局

ありがとうございます。資料でいきますと、前にも映らせていただいています、34頁のところになるのかなというふうに思いますけれども。令和2、3年度で検討してきた段階

でいきますと、人材確保の部分でいきますと今も大きな課題というふうに思っておりますし、そこは先行する中核市も見習いながら上手くやっけていかないといけないかという状況はあるかなと思います。もう一つ大きな財政負担と言っていたところになりますけれども、この部分についてはだいぶ、特に普通交付税と言いまして、資料でいきますと赤い字でお示しているような、運営費だったり施設整備に対して、国が交付税として負担をしていただける部分のところになるんですけど。ここはだいぶ拡充してきている部分だったり、あとはわかりやすく示されてきている部分がありまして。当時、令和2年度、3年度よりは充実した形で、歳入を見込めるような形で試算できたものですから、今回議会の方にもお示したところになりますけれども。そうした中で、特に運営費につきましては、我々が想定している以上というか、普通交付税を見込めるような形。プラスに働くような歳入も確保できるのではなかというところで、議会の方にもご理解の方を進めていただく形で説明をしたというような状況になっておりますので。だいぶ以前の検討段階よりは、一歩進んだ形で説明させていただくことができたかなというふうに考えております。

○E委員

運営費の普通交付税を試算したのが14億ですかね。一般財源が10億という形ですか。

○事務局

そうです。

○E委員

4.6億がプラスになる。

○事務局

黒字っていうことです。

○E委員

この考え方で議論されたが、黒字ということは、それだけ職員やいろんなところに負担をかけているということになる。国は兎相の運営の試算として、お金がいるということですので、決して儲けることがないように。きちんと職員を十二分に採用してもらって、運営していくことがとても大切なことと思います。全国的に見たとき、職員数が少ない自治体もあります。それは職員に負担をかけていると思いますので。交付税があるのですから、余らすことなく使っていただきたい。でも財政部局の考えはありますので、調整は必要ですが。

○事務局

補足をさせていただきます。令和2年度、3年度頃に検討した時も、やはり交付税の試算は当然したんですけども、やはり同じような状況が出るんですね。中核市で兎相をやると、交付税がいくらもらえるという試算をした時も、やはり10億くらいの黒字が出ると計算上は出たんですけども、我々もそれがどうにも信じられなくて、外に言えない状況だったんですね。今になって、先行して中核市で始めている自治体にいろいろお聞きしたところ、やはり我々が試算したのは間違いのないということもしっかり押さえができましたので、胸を張ってこの資料を出したっていうことがあります。それに加えてですね、令和2年度から5年を目途に国でも地方財政措置を十分強化する。人員の配置基準について見直しをしていくというのが、児童福祉法が改正されて明文化されて、児童福祉司等の配置基準が拡充されることによって、交付税も額が増えてきております。そういう状況変化もあります。今年度について言いますと、児童相談所の相談件数に応じてもらえる交付税があるんですけども、児童相談所を設置した初年度については実績がないので、翌年度に国の方に報告が行き、その実績をもってその次の年度から交付税措置されるという仕組みがあるんですけど。そうすると始めても2年、N年度に始めてもN年度とN+1年度はもらえずに、N+2年度からもらえる。それって全くおかしいねということで、そこについて国の方で改善していただいて、N年度については県で相談を受けている件数を、豊橋市相当分については県と協議の上、交付税措置するというような話が、昨年12月にされました。それに加えて、これは今年になってから、1月になってから国の地方財政計画の中で示されたんですけども、2年前から、当然児童相談所をN年度から始めるっていうと、N年度にその人数を、頭数が揃っていたと

しても何もできないんですね。箱があるだけで頭数があっても何もできないので。当然準備期間として前の年度、N-1年度、N-2年度、N-3年度、そのときから人員を雇用して、県と交流させていただくですとか、いろんな市町に行くだとか、研修するだとか。そういったところも当然必要となってくるのが当たり前なので、2年前から雇用した、児童相談所設置に向けての人材育成という視点で雇用したことについては、特別交付税というので措置されるように、そういう見直しがされてきてまして、中核市にとってはかなり児童相談所設置に向けての財政支援は手厚くなってきているなど感じています。

○A委員（議長）

ありがとうございます。前回の委員会でもとても大きな課題でしたし、やはり実現するというのを考えると、財政的などところはとても大きいですし。全体的に国から追い風が吹いている印象があって、とても喜ばしいことだなと思いました。

○F委員

2点あって、1点はかなり具体的な話なんですけど、お金の関係で言うんですけど、E委員にもお聞きしたいんですけど、夜間休日の当番をどうするかというので、いずれ大きな問題になると思います。昔は本当に皆ボランティア的に、数も少なかったからやっていたんですけど、近年はほとんど夜中に何か活動しないといけない。今、昔からの慣例で全体のルールに則って、待機時間は超勤付かないというので、かなりこれは職員のモチベーションに影響しているんですね。一方で例えば病院だとか、医療関係が主なんですけど、待機時間に関する超勤の考え方で裁判をいくつかやられてまして、実は裁判所の判断も曖昧なんです。超勤として認めるべきだということ、そうじゃないっていう。細かいこと全部は聞いてないですけど、待機時間に頻度として何回のうち何回くらい出勤したんだとかそんなようなことだとか。待機する仕事の責任感の重さだとか、そういうのも勘案して出す、出さないという判断が分かっているんですね。だから簡単に言えば、今だと警察がやたら夜、休日問わず身柄付きで送ってきたりするので、そういった数がある程度把握ができるといいと思うので。絶対に待機だとか、当番というのは必要なので。この辺の対応は予め、お金に関わってくるところでもあるので考慮しておかれた方が、黒字の部分はどうするかという。そうすると他の職種はどうなのかと、いろいろまた出てくるのでややこしいんですけど、できればぜひ待機手当とか何かの形でやっていただけると、豊橋市から影響してくれるといいなと思います。

○事務局

うちだけやったらどうですかね。

○F委員

うちだけじゃなくて県、中核市初めてですので、ぜひやっていただければなと思います。ただ本当に職員にとっては死活問題というか、夜の当番があるから退職していくという職員も少なくないので、そこの待遇をどういうふうにしていくかというのは大きな課題かなというふうに思っています。それから全然話違うんですけど、さっき言った予防の一つとして、いわゆる被虐待児が虐待親にならないような教育というか、支援が絶対必要だと思うんですね。昔見ていた子が親になって再登場するケースがいくつもあって。一方でかつては数が少なくて、児童福祉司の数も少なかったんですけど、大方保護して措置した後も半年、1年、場合によっては2年、3年と付き合いがあったんですけど、最近はもう3か月くらいで皆市町村に下ろしてくんです。要対協に。ですからそこは一体化だもんですから、措置解除後の子どもたちがちゃんとした親になるように、できるだけ長く支援することが何よりの予防かなと思いますので。そういう点では非常にやりやすくなるのかなというふうな期待はもっています。それからもう1点だけ、先程言った保護所の定員数の関係っていうと、児相の一時保護の数が出てますけれど、あんまり鵜呑みにしない方がいいです。というのはD委員もご存じだと思うけど、平成30年くらいから（一時保護）専用施設というのをつくりまして、当初3日間限定で緊急時に受け入れる専用施設（枠）をつくったんですね。ですから未だに、少しずつ1週間くらいまでは今いいよ。無制限でやってくれる施設もあるけど。そういうバラつきがあるんですけど、子どもによっては数か月の間に5か所以上のところを転々

と一時保護している子がいます。そうすると、こういう統計の公的な資料はあくまで延べ人数ですので、実人数で見ると随分変わってくる場合がありますので。実人数も見ておかれた方がいいのかなと思います。ある児相職員が独自で個人でやってみて、だいぶ数字が違ってきましたからね。そういうこともありますので、参考にさせていただければ。

○事務局

ありがとうございます。

○F委員

夜勤どうされてますか。

○E委員

一緒です。待機時間のことを人事部局に相談したのですが、やはり待機時間は勤務にならないです。宿直で夜勤務体制を組まれているところもあります。言われた通りに、職員が児相で勤務したくない一番の理由がこの夜の対応です。どうにかしてほしいと思っています。業者と契約して、業者が第一次的に相談を聞いてくれますが、判断するのは児相です。一時保護があれば、1時間程度で終わらず会話のキャッチボールをしていくので、6時間とかかかる場合があります。夜の10時くらいから始まり、3時とかにやっと寝ることができる。この間起きてないといけないのです。LINEでやっていますが、これは大変で嫌がられています。これを解決したいなと思います。

○F委員

電話をかけている時間は超勤として認めてくれるようになったんですけど、実際にかけている時間は6時間のうちの例えば30分とか。あとは待っている時間なんです。それは考慮しないということで、本当に理不尽なだけ絶対出てきますよ。新人はかえっていいですよ。独身でやる気もあるから。10年目くらいになってきて、特に女性職員。実際に戦力になってきた頃にポロポロ抜けていくというのが実情です。

○E委員

若い子たちにそれを回したらいけないと思って管理職が一生懸命やってくれたら、管理職だけでその仕事が回っていて、管理職が大変になる。

○F委員

ふらふらになっちゃう。

○E委員

これは良くないことです。

○事務局

大変貴重なことをお聞かせいただきありがとうございます。やはり人材の確保とか育成。こういったところは非常に、前からの課題で、今回もずっと争点になっています。やはり魅力ある職場というか、来ていただくような、働いてもらうような職場となるように、処遇面ですとかそういったところも今後本当に真剣に考えていきたいと思っています。その上で人材の確保をしていかないと、やはり上手く回っていかない話になってしまいますので。そういったところも今後進めていきたいなと思っていますので、またご意見いただければ。

○E委員

人材確保のことで少しだけ。児相を立ち上げるときに職員は集まってくれます。立ち上げようということで、私も参加したいという人たちが集まってくれます。あと給料を上げると他の自治体よりも来る可能性がありますけれども、ある一定で止まってしまう。今児童養護施設長と定期的に会議をやっていますが、施設も「職員は来ない」と言っておられます。だから人材不足は、一時保護所でもどんどん起こってくる話になってくると思います。今も言われましたけど国の調査では、児童福祉司の退職の7割は定年退職以外の理由です。皆そういう業務とかを嫌がります。そうなってきたら、職員が働くための環境整備をやっていかないといけないと思います。休憩室もありき、夜の当番の在り方もありき。あと1人の児童福祉司が、1日の業務の中で30%以上文書作成に時間をとられているとか。裁判所資料を作るのをとつても嫌がっていることもデータでは出ています。記録とかはAIを入れるとか、

全体的なフォロー体制を組んでやらないと、ワーカーも大変かと思います。もう一つは、医療にもかからない、福祉にもかからないようなこどもが出てきたときにこどもの行き場所がない。家には帰せない。これが一番ワーカーもしんどい。私たちもしんどい思いをしなくてはいけない。施設の不足も解決をして、全体的な環境を良くしてやらないと、なかなか職員のしんどさは解決しないかなと思います。D委員いかがですか。職員なかなか来ないですよ、ね。

○D委員

はい、職員来ないです。いい環境をどうつくるかっていう話をさっき言われてましたけど、いい環境は絶対ないので。現場をやっていると。必ずどこかで崩壊するという。一時保護所なんか施設では今6人、待機待ちが3人。それで結局出すに出せない子たちが多いので、長い子だと2か月半とか。本当は今10日くらいですよ、ね、最長。

○F委員

今1週間。

○D委員

1週間でしたっけ。麻痺してます、すみません。本当に1週間で出さなきゃいけない。最初は3日と言われたときがあって、3日なんか来て、福祉司が来たら連れていくという状況をずっと繰り返していたので、これじゃあちょっとこども可哀想ですよってという話で。来たかと思えばすぐ、荷物をほどもなく移動しちゃって、こどものためにもならんし、安心してようやくなんか長くおれるのかなと思ったら次へすぐ。1日経ったら行かんといかんとか。可哀想ですよってという話になって、まあそんなの無視したらと。怒られちゃいますけど、いいじゃないって。児相に言われたら言われたで、こどもの実情に合わせてやっていますって言えばってという話で。そのままずるずると、退所依頼からずっときちゃって。今も本当に年間どうなんですかね、本体（措置入所）の方の受け入れと合わせると1,000人日を超えるような状況なので。本当に一時保護所ってすごく大変ですし、職員の負担も大変で。本当に夜、夜中も当然受け入れをしなきゃいけないし、病人がとか、あと多いのがやっぱりぐ犯行動の子やなんか。駐車場の車から降りてこない。それで福祉司が一生懸命説得するんだけど、結局2時間、3時間駐車場を占拠されて、結局だめなんで帰りますっていう。連れて帰りますっていうケースがあったりとか。中には車を降りたとたん飛び出してって逃げてっちゃうとかっていうケースもあるので。一時保護所のみならず、福祉司への負担はすごく大きいと思いますし。人員確保と育成という部分では、県下の児童養護施設どこも職員不足で、逆に職員がいないから定員を来年下げたいなというような現状、施設の施設長と話をして聞くので。僕もちょっと学校に教えに行っているんで、すると「先生名前載ったよ、ねこの委員会。児相豊橋やるの」って言って。「まあ議事録見ていただいた通り」とかと言うと、「児相興味あるな」って言うんですけど。「いいと思うけど、ね、大変よ」って言って。「負担は大きいよ」って、そういう話をするんですけど。たぶん初年度は本当に、言われた通りすごく集まると思いますけど。たぶん豊橋市の職員だって言えば、必ず集まるは集まりますけど、それをどれだけキープしていくかっていうの、かなりしんどいのと。施設に保育士実習に来た学生から職員になりたいという学生も結構たくさんいるので、そういう意味では実習があるのはすごく強みなんですけど。勤続年数平均10年くらいですかね。でもこっちとしては必死ですよ、ね、止めるの。できるだけいい環境、いい環境を。当然週休2日設けられないので、人数的にも。4週7休で運営してるんですけど、4週7休今年度から1日増やそうってやったら、今度はお休みがとれないっていう現状もあったりするので。誰か彼かが負担を、残らないといけない。僕も当直2回から4回やるっていう状況をつくっているの。いろんなことがこれから先、たくさん細かいことが出てくると思いますけど。

○F委員

誤解がないように、（一時保護を）3日間ってなんだそんな非常識なと思われるかもしれないので、一応断りを入れておきますけど、保護所がなかったんですよ。それで夜あちこちで保護されたのがあって、ともかく近場で緊急に今夜だけでも保護してほしい場所を確保する

よっていうねらいで当初始まったんです。だからあちこちに数か所の養護施設に協力していただいて、比較的近場ですぐに入れるところ。それで保護場所を探すのも福祉司のすごい負担になっているんです。ですからそういう目的で始まったので、とりあえず一晩しのげれば、次の日にはちゃんとした保護所に入れるだろうっていう目論見があつてやったことですので。決して初めから3日間であらう回ししようなんて思ったわけではないので。結果的にはもう次の受け皿がないもんですから、どんどんどんどん一時保護の専用施設、緊急施設が長くなってきてるっていうのが現状です。豊橋市の場合は市内に2か所養護施設を持っていますので、今よりは若干余裕はできるかなという気もしてるし。乳児院も大きいのが1個ありますので、その点はかなり恵まれた状況かなというふうにも思いますけどね。そういう流れでできたものですので、誤解のないようにお願いします。

○A委員（議長）

夜間休日体制を考える上では、中核市の児相はとても意義があると思っています。こどもへの負担が、少なくなると思います。コンパクトなサイズで児相を持って、保護所を持つので。夜間に警察で保護して、それも1警察で対応できるので、そこで保護したこどもを近く、本当に移動時間も短くできるので、こどもに対する負担はすごく少なくなるのではないかと思います。あと当然職員への負担も、広域で動くよりも少なくなると思います。あと人材確保という面では、福祉を目指している人は、継続的に支援したいという気持ちがやっぱり心の中にあるのですが、今の忙しい児相の中ではなかなかできない。けれど、ココエールと一体になることで継続的な支援が目に見える形になるんじゃないかな。それは、職員のモチベーションをととも上げるのではないかと思います。今やっていらっしゃる人事交流の中でも、たぶん県でやった人が市でやり、市でやった人が県でやるということをやってくと、市でやる支援っていいなと魅力的に映ると思います。やはり市で児相を持つ強み、魅力がたぶん多くの職員の心に響くのではないかと、そこは期待できるころだと思っています。

議題2. 1月19日福祉教育委員会 質疑・答弁の主な内容

○A委員（議長）

それでは、議題2について、事務局から説明をお願いいたします。

●資料2について事務局から説明

○A委員（議長）

ただ今の内容に関して、質疑や意見があれば発言をお願いいたします。ではちょっと私から。豊橋市が児童相談所を設置する意義などについて、答弁に対して一定の理解をいただいたということに関しては、とても大きな意味があると思っています。課題はまた課題として解決していかなければいけません、やはりここで市として設置する必要がある、その意義があるということ、議会にお認めいただくことはすごく大事なかなと思っていて、これを読んで少しほっとしたというのが正直な気持ちです。

議題3. 令和8年度検討会議の進め方（予定）

○A委員（議長）

それでは、議題3について、事務局から説明をお願いいたします。

●資料3及び資料4について事務局から説明

○A委員（議長）

ただ今の内容に関して、質疑や意見があれば発言をお願いいたします。

○E委員

このスケジュールを見ると、設置場所と設置時期っていうのは、来年度決まるのですか。

○事務局

検討を深めていくということで、どんな児童相談所、そこの基本的な方針だったりとか、こんな機能を持った一時保護施設だとか、併設をどういったものにしていくかという基本的な考え方を、対外的に示せるような形というところで、まずは場所だとか時期は置いておい

て、話を進めていきたいなと思っています。

○E委員

全く白紙ですか。

○事務局

はい。

○A委員（議長）

私もちょっと気になるころではあるのですが、来年は基本構想とって、こういうものが目指している児童相談所のイメージだということをある程度示して、それを基にここにあるような政策会議や福祉教育委員会でもたご検討いただく。そのための準備という1年というイメージでよろしいですか。

○事務局

そうです。

○A委員（議長）

検討する内容としてはもう少し具体的な、こういう一時保護所とつくるんだったらこういう動線があって、こういう機能があるべきだとかそういう話を中心になってくると思っています。いいですかね。

○事務局

併設機能によってもやはり場所的に制約が出てくると思うんですね。こういう併設機能を備えるのであれば、こういうところも可能性としてあるし。ここですというのではなくて、こういうのだったらこういうところが視野に入ってくるよねとか。そういった議論を今後していくというイメージであります。

○F委員

こういうのって、基本構想、基本計画って進んでいきますよね。そういった長期的なスケジュールも全く、9年以降白紙の状態なのかどうかってことと。僕の理解が間違いでなければ今年度始めるときに、児相ありきじゃなくてゼロベースで検討するっていう話でしたよね。来年度もそういうレベルでのスタートになるんでしょうか。その辺いかがです。

○事務局

ある程度のスケジュール感は描いております。今年度最初に児童相談所の設置ありきという形ではなくて、意見をいただきながらまとめてきた形では、必要性ありというところで議会の方にお示しさせていただいております。ですので、来年度検討を深めて、設置していきたいという意向を示していきたいなという希望です。

○F委員

一步前進というふうな理解でよろしいでしょうか。

○事務局

はい、前進です。来年は前進を深めていくというところです。

○E委員

少し心配な部分がある、あまりにも設置の時期が先だったら、予算が変わってきますよね。あと人員も変わってくる可能性がありますし。法的にもこの何年かで司法審査も入ったりとか、市の児童人口も変わったりとか、コロナ禍が明けてから子どもたちの状況も変わってきています。いじめの状況も変わってきたし、スマホの影響も変わってきています。あまりにも遠くになりすぎたら、この議論がちょっともったいような気もしますが。その辺りはいかがですかね。

○事務局

そうですね、おっしゃる通りだと思います。この議論が絵空事にならないようにと考えております。そういったところでご理解いただければと思います。

○A委員（議長）

以上で、議事を終了いたします。事務局は、委員の皆様からいただいたご意見を踏まえて、とりまとめに反映させていくようお願いいたします。それでは、進行を事務局にお返しいた

します。

●こども未来部長挨拶

○事務局

以上で、本日の会議を終了いたします。お忙しい中、ご出席いただき、ありがとうございました。